

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(48)

—甲第93号証の訳文に関する民事訴訟規則138条2項に基づく被告意見—

平成21年6月17日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



第1 緒論

1 原告らは、今般、甲第93号証として、「Experimental evolution of resistance to an antimicrobial peptide」と題する論文（以下、「本件論文」という）の証拠調べを申し出て、これに伴い本件論文の訳文（以下、「本件

訳文」という)を提出した。

2 しかしながら、本件訳文には、以下で指摘するように、本件論文の趣旨に関する印象を原告らの有利に操作する意図的な誤導が含まれており、その他にも不正確な翻訳部分が多々含まれているため、全体として信用性に疑義を抱かせるものであるから、民事訴訟規則138条2項に基づき、貴庁に対し、被告の本件訳文に対する意見を提出するものである。

第2 本件訳文に含まれる誤導部分

1 本件訳文「2. 材料と方法、(f) 耐性のコスト」(4頁)のタイトル及び同「3. 結果、(d) 耐性のコスト」(4頁)のタイトル

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	cost of resistance
訳 文	耐性のコスト
適正な	耐性の代償
翻 訳	

(2) 被告意見

当該タイトルが付された段落部分は、突然変異菌が抗菌ペプチドへの耐性獲得に成功した場合、耐性という生存競争において有利に機能する性質(正の効果)のみでなく、生存競争で不利に機能する性質(負の効果)をも伴うことを説明するものである。

一般に、仮に突然変異によって特定の薬剤に対する耐性を持つ個体が創成したとしても、生存に不利な性質も具備してしまうことがほとんどであり、当該薬剤により他の微生物が死滅する環境等、創成した耐性菌が他の個体との生存競争に勝ち抜き、多数を占められるように

なる特異な環境条件が整わない限り、耐性菌が定着・増殖することはできない。

そして、本件論文の実験において作出に成功した耐性菌も、他の例に漏れず、後記2のとおり生存競争に不利な性質（本件論文では「cost」、すなわち、耐性獲得の「代償」と表現される）を兼ね備えたものであり、特異な環境条件が整わない限り、生存競争に敗れ、定着・増殖することができないものであった。

かような説明は、原告らによる「水田中においても、ディフェンシン耐性菌は容易に発生する」旨の主張を否定するものであるため、原告らは、本来は、「耐性の代償」と翻訳すべき部分であるところ、自らの主張に不利な印象を消し去るという印象操作によって誤導を行うべく、あえて「cost」を訳出せずに「耐性のコスト」として、カタカナで表記したものと考えざるを得ない。

2 本件訳文6頁、5ないし6行目

（1）原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	Moreover, our selection lines express a substantial cost of resistance in the form of a much longer lag phase in the absence of antibiotic.
訳 文	それに、私たちの選抜株は、抗菌剤がない時に、長いラグフェーズがあるという形で、耐性への実質的な負担をしている。
適正な 翻 訳	さらに、我々の選抜系列では、抗生物質が存在しない状況での、非常に長い誘導期という、実体としての耐性の代償を払っている。

（2）被告意見

当該部分は、抗生物質が存在しない状況では、耐性系統が生育・生存に不利な性質（負の効果）を負わされていることを述べており、原告らの「水田中においても、ディフェンシン耐性菌は容易に発生する」旨の主張を否定する部分である。

「much longer lag phase」は、本来であれば、「非常に長い誘導期」と翻訳すべきもので、ここにいう「誘導期」とは「細菌が、細胞分裂を行わず、培地上の細菌数が変化しない一定の期間」をいい、「誘導期」が長いことは細菌の生存競争において不利な要因となる。

したがって、原告らは、耐性菌の容易な出現にとって障害となる「長い誘導期」について、自らの主張に不利な印象を消し去るという印象操作によって誤導を行うべく、意図的に、強調を意味する「much」を訳出せず、さらに、生存に不利な要因として重要なキーワードである「lag phase（誘導期）」を訳さずにカタカナで表記することにより、専門外の者にとって、意味が分からぬようにしているものと考えざるを得ないのである。

第3 本件訳文に含まれる不正確な翻訳

1 本件訳文「2. 材料と方法、(a) 生物と個体群の設定」(2頁) の1行目

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	non-mutator and mutator
訳 文	野生株と変異株
適正な 翻 訳	通常の自然突然変異率を持つ株（non-mutator）と、自然突然変異率が特別に高くなっている実験用の株（mutator）

(2) 被告意見

本件論文においては、「non-mutator」や「mutator」は、「野生株（自然環境中に存在する株）とその変異株」を意味するのではなく、「通常の自然突然変異率を持つ株（non-mutator）と、自然突然変異率が特別に高くなっている実験用の株（mutator）」を意味しているのであって、訳語の用法が不適当であり、訳文としての正確性・信用性に疑義を持たざるを得ない。

2 本件訳文3頁、3行目

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	control selection lines
訳 文	対象系統
適正な 翻 訳	対照系統

(2) 被告意見

明らかな誤訳である。

3 本件訳文「4. 考察」(5頁)の3行目

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	naturally occurring mutation rates
訳 文	自然に起こる変異の速度
適正な 翻 訳	自然突然変異率

(2) 被告意見

「naturally occurring mutation rates」については、一定の科学的知識のある訳者であれば「自然突然変異率」と訳するのが通常であり、

「自然に起こる変異の速度」という不適当な翻訳がなされている点で、本件訳文が科学的知識のない者による、いわば“素人訳”とも言えるものであって、高度な科学的知見を裏付けるものとしては正確性・信用性に疑義を持たざるを得ないものであることが明らかである。

4 本件訳文「4. 考察」(5頁) の 14ないし 15行目

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	which can subsequently be supplemented by further mutations of similar effect, or supplanted by mutations of large effect.
訳 文	そしてこれが、次に同様の効果の更なる変異で補完され、または大きな効果の変異にとって変わられた。
適正な 翻 訳	その後、これは（訳補：その後に起こる）同様の効果をもたらす突然変異によって補完されるか、効果の大きい突然変異に取って代わられる（訳補：可能性がある）。

(2) 被告意見

本件論文において、この一文は、あり得る可能性を提示しているだけであって（上記「適正な翻訳」の訳補部分を参照）、実験で実際に起こったことを確認しているわけではないから、本件訳文の当該部分は誤訳である。この誤訳からも、訳者が本件論文の科学的議論を正確に理解せぬまま翻訳していることが強く推認されるのであり、やはり、本件訳文は、高度な科学的知見を裏付けるものとしては、その正確性・信用性に疑義を持たざるを得ないのである。

5 本件訳文「4. 考察」(5頁) の 15行目

(1) 原文、原告らの訳文及び適正な翻訳

原 文	single mutants of major effect
訳 文	大きな効果の 1 回の変異
適正な翻訳	効果の大きい単一突然変異
翻 訳	

(2) 被告意見

「single mutants」については、一定の科学的知識のある者であれば「単一突然変異」と訳するのが通常であり、「1回の変異」は誤訳である。これは、前記 3 同様、本件訳文が科学的知識のない者による“素人訳”であることの証左であり、やはり、高度な科学的知見を裏付けるものとしては不適切な訳文であることが明らかなのである。

第 4 結 論

以上のように、本件訳文は、原告らの主張にとって不利な内容の説明が記載された重要部分において、印象操作による誤導が企図されている上、訳者の科学的知見の不足を露呈する誤訳部分も多々含むものといえる。

したがって、被告は、本準備書面を以て、本件訳文が、全体として、高度な科学的知見を裏付けるものとしての正確性・信用性を担保されていないものであるとの意見を提出するものである。

以 上